

第22回嘉麻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

令和2年10月8日（木）

新型コロナウイルス感染症対策について

1. 一部利用制限を行っている公共施設等の今後の対応について

① 生涯学習課所管施設の取扱いについて

変更、解除については10月19日（月）から

- ・人と人との縦横の間隔を概ね2mから1mに変更する。
- ・施設使用スペースの入場は、許容収容人員の3分の1から2分の1に変更する。
- ・調理実習室（調理室）の使用は、一定の条件を付して利用を再開する。

一定の条件

- ・マスクの着用、手指消毒の徹底
- ・調理台の使用は最大4名まで
- ・調理後、対面での飲食は禁止。身体的距離は、概ね1mの間隔をとること。
- ・飲食時の会話は、極力控えること。

② スポーツ推進課所管施設の対応について

体育施設のガイドラインに従い、トレーニングルームについては、利用人数の制限を継続する。

③ 学校施設開放の対応について

- ・利用可能日を平日と土曜日に日曜日と祝日を追加する。
- ・利用時間を午後8時までを9時までに延長し、3時間の利用の制限を解除する。
- ・施設への立ち入りは、コーチ及び指導者に限定していたが、必要最低限の保護者等の立ち入りを可能とする。
- ・制限の緩和は10月19日（月）からとする。

④ こども育成課所管施設の対応について

子育て支援センター、学童保育所、児童館の対応について現状のままとする。

- ・子育て支援センター・・・三密をさけるため利用組数の制限
- ・学童保育所・・・土曜日は消毒作業を行うため、当分の間、休所とする。
ただし、どうしても預かりが必要な方については対応する。

- ・児童館・・・不特定多数の方が利用し、児童の行動に対して制限が困難なため、当分の間、休館とする。

⑤温浴施設の利用制限の解除について

温浴施設の利用制限の解除については10月15日（木）から対応する。

- ・大広間及び休憩室の滞在時間の制限を解除する。長時間の滞在しないように利用者に周知を行う。
- ・入浴施設の入浴時間の制限を解除する。ただし、人権啓発センターあかつきの入浴施設は狭いため、入浴時間の制限を継続する。
- ・サウナ室の利用制限を解除し、再開する。
- ・なつきの湯のカラオケルームについては利用停止を継続する。
- ・発声を伴う教室、三密を避けれない教室については、引き続き停止する。
- ・施設内への食べ物の持ち込み、食事については当面の間、禁止を継続する。

⑥稲築保健センターの対応について

- ・健康増進室の同時間帯での利用人数の制限（10人以下）は継続する。
- ・健康増進室のマッサージルーム、シャワールームについては感染対策を徹底し、10月12日（月）から一部利用可能とする。

⑦人権・同和対策課所管施設の取扱いについて

変更、解除については10月19日（月）から

- ・人と人との縦横の間隔を概ね2mから1mに変更する。
- ・施設使用スペースの入場は、許容収容人員の3分の1から2分の1に変更する。
- ・調理実習室（調理室）の使用は、一定の条件を付して利用を再開する。

一定の条件

- ・マスクの着用、手指消毒の徹底
- ・調理台の使用は最大4名まで
- ・調理後、対面での飲食は禁止。身体的距離は、概ね1mの間隔をとること。
- ・飲食時の会話は、極力控えること。
- ・実施を見合わせていた料理教室、カラオケ教室については条件整備を行い11月から事業開始する。

⑧足白農泊施設（カホアルペ）の対応について

カホアルペについて、ガイドラインに沿った感染対策を継続し、10月9日（金）から宿泊定数を半数の34人から定数の68人とする。